

北海道が定める「飼料作物」の慣行レベル

平成 27 年 3 月 23 日付け食政第 934 号
 一部改正 令和 5 年 4 月 20 日付け食政第 6 2 号
 北海道農政部食の安全推進監通知

作物名	化学肥料の慣行レベル		化学合成農薬の慣行レベル	
	作型	化学肥料の窒素成分 量(単位 : kg/10a)	作型	化学合成農薬の成分 使用回数(単位 : 回)
飼料用 トウモロコシ	露地	1.3	露地	4
子実用 トウモロコシ	露地	1.6	露地	4